

●ブリティッシュ・コロンビア（BC）州における新たな措置：

12月17日、BC州は12月20日から来年1月31日まで適用される新たな措置を発表しました。同措置には、屋内での個人的な集まりでの人数制限、飲食店における着席、スポーツ大会の一時停止等が含まれます。

●カナダ政府による渡航勧告の引き上げ

12月15日、カナダ政府は全世界の目的地に対する渡航勧告をレベル3（不要不急の旅行を避けるよう勧告）に引き上げました。

1 BC州における新たな措置

<https://news.gov.bc.ca/releases/2021HLTH0230-002414>

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/info/restrictions#dec-20>（措置の概要）

・屋内での個人的な集まりは、その世帯に加えて10人あるいは1世帯に限定する。12歳以上の全員が、ワクチンを完全に接種していることが必要。

・あらゆる規模の屋内イベントにおいてBCワクチンカードの提示が必須。全員マスクを着用。

・レストランやパブにおいて、客は着席し、他のテーブルへ移動することはできない。離席時にはマスクを着用する。

・屋内の大型イベントの人数は1,000人または収容人数の50%のいずれか多い人数までとする。

・全てのスポーツ大会の開催及び関連の旅行を禁止する。

・大晦日のパーティは禁止。12月31日に開催されるイベントは着席イベントとする。立ち席、歓談、ダンスは禁止する。

2 カナダ政府による渡航勧告の引き上げ

<https://travel.gc.ca/travelling/health-safety/travel-health-notice/226>

※このメールは在留届にて届けられたメールアドレス、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

在バンクーバー日本国総領事館

電話：1-604-684-5868

メール：consul@vc.mofa.go.jp